

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 5 号

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例

瀬戸市旅費条例（昭和 26 年瀬戸市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(旅費の種類) 第 2 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当 とする。 2 から 5 まで <省略> <u>6</u> <省略> <u>7</u> <省略> <u>8</u> <省略> <u>9</u> <省略> 第 5 条 旅行者が、同一地域に滞在する場合にお ける宿泊料は、その地域に到着した日の翌日か ら起算して滞在日数 30 日を超える場合には、 その超える日数について、定額の 2 割、滞在日 数 60 日を超える場合には、その超える日数に ついて、定額の 3 割に相当する額を定額から減 じた額とする。 2 <省略>	(旅費の種類) 第 2 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 車賃、 <u>日当</u> 、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死 亡手当とする。 2 から 5 まで <省略> <u>6</u> <u>日当は、旅行中の日数に応じ、1 日当りの定 額により、支給する。</u> <u>7</u> <省略> <u>8</u> <省略> <u>9</u> <省略> <u>10</u> <省略> 第 5 条 旅行者が、同一地域に滞在する場合にお ける <u>日当及び宿泊料</u> は、その地域に到着した日 の翌日から起算して滞在日数 30 日を超える場 合には、その超える日数について、定額の 2 割、滞在日数 60 日を超える場合には、その超 える日数について、定額の 3 割に相当する額を <u>それぞれ定額から減じた額とする。</u> 2 <省略>

第8条 <省略>

第9条 <省略>

第10条 <省略>

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の書類を当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に、当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

(航空賃)

第14条 <省略>

(車賃)

第15条 <省略>

(随行旅費)

第22条 <省略>

(旅費の調整)

第23条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅

第8条 公用の船車によって旅行したときは、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

第9条 <省略>

第10条 <省略>

第11条 <省略>

(航空賃)

第13条の2 <省略>

(車賃)

第14条 <省略>

(日当)

第15条 日当の額は、別表の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、市長の定める地域への出張に係る日当の額は、前項の定額を超えない範囲内で市長が定める。

(旅費の特例)

第22条 <省略>

行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長の承認を得て定める旅費を支給することができる。

(委任規定)

第24条 <省略>

別表(第16条、第17条関係)

区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
市長、副市長、固定資産評価員	円 15,000	円 2,400
消防長、部長、会計管理者、課長、課長補佐又はこれらに相当する職にある者	13,000	2,100
その他の職員	12,000	1,800

(委任規定)

第23条 <省略>

別表(第15条、第16条、第17条関係)

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
市長、副市長、固定資産評価員	円 2,800	円 15,000	円 2,400
消防長、部長、会計管理者、課長、課長補佐又はこれらに相当する職にある者	2,500	13,000	2,100
その他の職員	2,200	12,000	1,800

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(公聴会に参加する者等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 3 公聴会に参加する者等の実費弁償に関する条例（昭和32年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「この場合において、日当の額は、すべて同条例別表に規定する定額による。」を削る。